

## 愛知県立東郷高等学校ソーシャルメディアサービス運用手順

### (趣旨)

第1 この運用手順は「愛知県立学校情報セキュリティポリシー」(以下「ポリシー」という。)第29条の規定に基づき、愛知県立東郷高等学校(以下、「本校」という。)のソーシャルネットワーキングサービス(SNS)や動画共有サイト等のソーシャルメディアサービス(以下「ソーシャルメディア」という。)の教職員の運用に当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この運用手順において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アカウント ソーシャルメディアの利用者を識別するための情報
- (2) パスワード ソーシャルメディアを利用する教職員の情報保護のために設定する認証用文字列等
- (3) コンテンツ ソーシャルメディアで利用する文字、画像及び動画の情報
- (4) アップロード ネットワークを通じて、手元の端末から別システムに情報を送信し、保存する作業

2 前項で規定する用語の他、この実施手順で使用する用語は、ポリシーで使用する用語の例による。

### (利用目的)

第3 本校への入学希望者及び在校生とその保護者を対象として、授業風景、部活動、学校行事等に関する情報発信を行うことを目的とする。

### (利用サービス)

第4 利用するソーシャルメディアは以下のものとする。

- (1) Instagram

### (アカウントの管理)

第5 アカウントの開設、登録情報の変更、削除又は閉鎖は、学校長の承認を得て行う。

- 2 アカウントに関する情報は、別表に記載する。
- 3 成りすまし防止のために、本校の公式ホームページにアカウントの情報を掲載してリンクを設定する。また、利用しているソーシャルメディアのプロフィール欄等にアカウントを管理している学校名を明示し、本校の公式ホームページのURLを記載する。
- 4 学校長は、次の点を明確にしたアカウントごとの運用方針を作成し、これに沿って運用する。また、ソーシャルメディアのプロフィール欄等に運用方針の内容を掲載する、又は本校の公式ホームページに運用方針を掲載のうえソーシャルメディアのプロフィール欄等にリンクを設定することで、利用者に運用方針を周知する。

ア アカウント名

- イ URL
- ウ 運用の目的
- エ 運用体制
- オ 発信内容
- カ 書き込み等への対応
- キ 連絡先
- ク 個人情報に関する取扱い 等

(ソーシャルメディア責任者)

第6 ソーシャルメディアの運用管理に係る責任者(以下「ソーシャルメディア責任者」という。)は、ネットワーク担当者又は学校長が選任した教職員とする。

2 ソーシャルメディアの利用に係るパスワードの登録及び管理は、ソーシャルメディア責任者が行う。

(公開作業手順)

第7 ソーシャルメディアへの情報の公開手順は、以下のとおりとする。

- (1) ソーシャルメディアのコンテンツ作成者は、コンテンツを作成した後、「ソーシャルメディア公開に係るチェックリスト」の内容を満たしていることを確認し、校内にて起案し決裁を受ける。
- (2) ソーシャルメディア責任者は、決裁後のコンテンツを受領し、ソーシャルメディアにアップロードする。その際、「ソーシャルメディア公開に係るチェックリスト」の内容を満たしていることを確認する。なお、コンテンツのアップロード等の操作は、県が配備した端末にて行う。
- (3) ソーシャルメディア責任者は、コンテンツの内容や性質に応じ、公開方法等の設定が適切に行われていることを確認(特に限定的な公開設定の場合は、複数人で確認)した上で、動画を公開する。
- (4) ソーシャルメディア責任者は、アップロードしたコンテンツが正しく設定されているか、当該ソーシャルメディアを視聴して確認する。

(遵守すべき事項)

第8 ソーシャルメディア責任者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 学校長の承認を得ないアカウントを業務に利用すること。
- (2) 業務に使用するパスワードを他人に知らせること。
- (3) 法令又は公序良俗に反して利用すること。
- (4) 業務以外の目的に利用すること。
- (5) ソーシャルメディアの利用規約に反すること。
- (6) ポリシー第31条に規定する重要性B以上の情報を公開すること。
- (7) 著作権、肖像権等の権利を侵害すること。
- (8) その他運営管理に支障を及ぼすおそれのあること。

(事故等を発見した時の措置)

第9 ソーシャルメディアの利用に当たって情報セキュリティインシデントを認知したときは、学校長は直ちに高等学校教育課長（特別支援教育課長）及び ICT 教育推進課長に報告し、その指示に従って必要な措置を講ずる。

2 アカウントの成りすましが発生していることを発見した場合は、前項の内容に加え、学校長は当該ソーシャルメディアの運営者に削除依頼を行い、運用している Web サイト上で成りすましが存在することを周知する。

（違反行為への対応）

第10 学校長は、この運用手順の遵守状況を定期的に把握し、この運用手順に違反する行為等を認めるときは、重大性等に応じて、当該教職員への注意や利用の停止等、適切な措置を講じるものとする。

（運用手順の見直し）

第11 学校長は、ポリシーの改正や、ソーシャルメディアの利用規約の変更等に応じて運用手順の見直しを行うこととする。

附則

（実施期日）

この運用手順は、令和8年5月1日から施行する。

別表

愛知県立東郷高等学校 ソーシャルメディアアカウント一覧

サービス名称	アカウント	ユーザID	作業URL
Instagram	愛知県立東郷 高等学校	togoko.h_ official	https://www.instagram.com/to goko.h_official/

ソーシャルメディア公開に係るチェックリスト

	内容	チェック
<b>コンテンツ作成者</b>		
1	コンテンツ内の児童生徒の情報に関して、ソーシャルメディアにアップロードすることについて、本人及び保護者の同意を得ました。	<input type="checkbox"/>
2	コンテンツ内に著作権を侵害するものは含まれていないことを確認しました。	<input type="checkbox"/>
3	コンテンツ内にその他、重要性B以上の情報が含まれていないことを確認しました。	<input type="checkbox"/>
<b>ソーシャルメディア責任者</b>		
4	公開設定について、正しいことを確認しました。(特に限定公開の場合は複数人で確認しました。)	<input type="checkbox"/>
5	アップロードしたコンテンツが正しく設定されているか、実際にソーシャルメディアを視聴して確認しました。	<input type="checkbox"/>